

四日市市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月23日

四日市市教育長 葛 西 文 雄

四日市市教委規則第2号

四日市市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

四日市市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（昭和56年四日市市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(運営委員会)</u></p> <p><u>第4条 教育委員会は、学校施設開放の円滑な運営を図るため、学校ごとに学校施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</u></p> <p><u>2 教育委員会は、開放施設の管理及び運営に関する事務を運営委員会等に委託することができる。</u></p> <p><u>3 運営委員会の所掌事務、構成その他の必要な事項は、教育委員会が別に定める。</u></p>	<p>(利用者の範囲)</p> <p><u>第4条</u> (略)</p>
<p>(利用者の範囲)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p><u>(利用許可)</u></p> <p><u>第6条 開放施設を利用しようとする団体は、学校施設利用許可申請書（第1号様式）をあらかじめ教育委員会に提出しなければならない。</u></p>	<p>(登録)</p> <p><u>第5条 開放施設を利用できる団体となるため登録しようとする団体は、学校施設利用団体登録申請書（第1号様式）をあらかじめ教育委員会に提出しな</u></p>

2 教育委員会は、前項の申請があったときは、申請内容を審査し、適当と認めるときは開放施設の利用を許可するとともに、当該団体を開放施設を利用できる団体として登録するものとする。

。

3 教育委員会は、前項の規定により利用許可を行った団体（以下「利用団体」という。）に対し、学校施設利用許可証（第2号様式）を交付するものとする。

4 教育委員会は、必要があると認めるときは、許可に際し条件を付することができる。

（有効期間）

第7条 前条に規定する利用許可の有効期間は、許可日の翌月の初日（以下「開始日」という。）から翌年度（開始日の属する月が4月又は5月の場合は当年度）の5月末日までとする。

（申請事項の変更）

第8条 利用団体は、第6条第1項の申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

（利用許可の取消し）

なければならない。

2 教育委員会は、前項の申請があったときは、申請内容を審査し、適当と認めるときは学校施設利用団体登録証（第2号様式）を申請団体に交付するものとする。

（登録事項の変更）

第6条 前条の規定により登録された団体（以下「登録団体」という。）は、同条第1項の申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第9条 教育委員会は、利用団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) 他不正な行為により利用許可を受けたとき。
- (2) 利用団体としての条件を書いたとき。
- (3) (略)

(利用手続)

第10条 利用団体は、利用の許可に基づき開放施設を利用する際は、学校施設利用申請書（第3号様式）を利用日の属する月の前月20日までに運営委員会等に提出しなければならない。

- 2 運営委員会等は、前項の申請があったときは、利用日時を調整の上、学校施設利用日時指定書（第4号様式）を当該利用団体に交付するものとする。

(指定の取消し)

第11条 教育委員会は、前条の規定により利用日時の指定を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、運営委員会等と協議の上、当該指定を取消すことができる。

第7条 教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 他不正な行為により登録を受けたとき。
- (2) 登録団体としての条件を欠いたとき。
- (3) (略)

(利用手続)

第8条 開放施設を利用しようとする者（ただし団体に限る。）は、学校施設利用許可申請書（第3号様式）を利用日の属する月の前月20日までに教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の申請があったときは、申請内容を審査し、適当と認めるときは学校施設利用許可書（第4号様式）を申請者に交付するものとする。

- 3 教育委員会は、必要があると認めるときは、許可に際し条件を付することができる。

(利用の取消し等)

第9条 教育委員会は、前条の規定により許可を受けた団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、開放施設の利用の中止又は利用許可の取消しを命ずることができる。

<p>(1) 偽りその他不正な行為により<u>指定</u>を受けたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第 12 条</u> <u>利用団体</u>は、開放施設の利用が終わったときは、直ちに当該施設を原形に復さなければならない。</p> <p>(<u>利用団体の弁償責任</u>)</p> <p><u>第 13 条</u> <u>利用団体</u>は、開放施設・設備等を故意又は過失によって破損し、又は滅失したときは、弁償の責を負わなければならない。</p> <p>(事故の責任)</p> <p><u>第 14 条</u> 学校開放により発生した事故については、開放施設・設備等の不備に基づくものを除き、<u>利用団体</u>の責任とする。</p> <p>(経費の負担)</p> <p><u>第 15 条</u> <u>利用団体</u>は、教育委員会が別に定める基準により、当該施設利用に係る電気・水道料金等の一部を負担しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第 16 条</u> (略)</p>	<p>(1) 偽りその他不正な行為により<u>許可</u>を受けたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第 10 条</u> <u>利用者</u>は、開放施設の利用が終わったときは、直ちに当該施設を原形に復さなければならない。</p> <p>(<u>利用者の弁償責任</u>)</p> <p><u>第 11 条</u> <u>利用者</u>は、開放施設・設備等を故意又は過失によって破損し、又は滅失したときは、弁償の責を負わなければならない。</p> <p>(事故の責任)</p> <p><u>第 12 条</u> 学校開放により発生した事故については、開放施設・設備等の不備に基づくものを除き、<u>利用者</u>の責任とする。</p> <p>(経費の負担)</p> <p><u>第 13 条</u> <u>開放施設を利用する者(ただし団体に限る。)</u>は、教育委員会が別に定める基準により、当該施設利用に係る電気・水道料金等の一部を負担しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第 14 条</u> (略)</p>
--	---

第 1 号様式から第 4 号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 6 条関係）

許可番号 _____

四日市市教育委員会 宛

学校施設利用許可申請書

四日市市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則第 6 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

平成 年 月 日

団体名

代表者名

印

記

利用する学校 及びその施設	
団 体 名	
活 動 内 容 (種 目)	
代 表 者	住所 TEL 名前
利用責任者	住所 TEL 名前
会 員 数	総人数 人 うち校区内 人 うち 18 歳以下 人
備 考	

※学校施設利用団体登録用紙（第 1 号の 2 様式）を添えて、申請すること

第2号様式（第6条関係）

交 付 年 月 日

平成 年 月 日

学校施設利用許可証

許可番号 _____

団 体 名 _____

代表者名 _____

上記の団体は、平成 年度 学校施設開放利用団体として登録し、当該施設の利用を許可する。但し、当該施設を利用する際は、学校施設利用申請書を学校施設開放運営委員会に提出し、利用日及び利用時間の指定を受けること。

四日市市教育委員会 印

第3号様式（第10条関係）

申請	年 月 日	※受付番号
決裁	※ 年 月 日	

学校施設利用申請書

学校施設開放運営委員会

申請者	代表者名	住所	Tel
	団体名及び種目		

下記のとおり 月の利用を申請します。

	監督又は 利用責任者	氏名	住所			※処 理 欄	
			Tel	利用時間	利用施設	参加人数及び内容	許 否
1	日 曜	自 至	時 時			許 否	円
2	日 曜	自 至	時 時			許 否	円
3	日 曜	自 至	時 時			許 否	円
4	日 曜	自 至	時 時			許 否	円
5	日 曜	自 至	時 時			許 否	円
6	日 曜	自 至	時 時			許 否	円
7	日 曜	自 至	時 時			許 否	円
8	日 曜	自 至	時 時			許 否	円
9	日 曜	自 至	時 時			許 否	円
10	日 曜	自 至	時 時			許 否	円

記入上の注意

- 1) ※印欄は記入しないでください。
- 2) 申請書は、利用前月20日までに提出し、25日～月末までに手続きを完了してください。
- 3) 使用器具等で、特別に必要とする場合は、その旨文書にて別に申請をしてください。

合 計	円
出納確認印	
追加明細	

第4号様式（第10条関係）

申請	年 月 日	※受付番号
決裁	※ 年 月 日	

学校施設利用日時指定書

申請者	代表者名	住所	Tel
	様		
団体名及び種目			

学校施設開放運営委員会 印

下記のとおり 月の利用日時を指定する。

	監督又は 利用責任者	氏名		住所		※処 理 欄	
		利用時間	利用施設	参加人数及び内容	許 否	負担金額	
1	日 曜	自至	時時			許 否	円
2	日 曜	自至	時時			許 否	円
3	日 曜	自至	時時			許 否	円
4	日 曜	自至	時時			許 否	円
5	日 曜	自至	時時			許 否	円
6	日 曜	自至	時時			許 否	円
7	日 曜	自至	時時			許 否	円
8	日 曜	自至	時時			許 否	円
9	日 曜	自至	時時			許 否	円
10	日 曜	自至	時時			許 否	円

利用上の注意

- 1) 学校施設開放運営委員会の指示に従うこと。
- 2) 許可以外の場所への立入及び備品等を無断で使用しないこと。
- 3) 建物・器具を汚損しないこと。
- 4) 喫煙・火気使用は十分注意し、適切な処置を講ずること。

合 計	円
出納確認印	
追加明細	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則の規定は、平成28年6月1日以後に開放施設を利用する場合について適用し、同日前に開放施設を利用する場合については、なお従前の例による。

(教育委員会 スポーツ課)